

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川区役所北庁舎清掃業務委託（日常清掃等）	No.5200067
工（納）期	令和7年4月1日～令和10年3月31日	
契約締結日	令和7年4月1日	
契約金額	10,399,345円（税込）（令和7年度分）	

契約相手方	特定非営利活動法人 荒川区心身障害者事業団 (法人番号：2011505000812)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

件 名	荒川区役所北庁舎清掃業務委託（日常清掃等）
指名業者 （案）	名 称 特定非営利活動法人 荒川区心身障害者事業団 所在地 東京都荒川区町屋三丁目30番4号 代表者 理事長 佐藤 泰祥
特命理由	本件は、荒川区役所北庁舎の日常清掃業務委託である。 主管課では、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記法人を契約相手方としたい旨の依頼があった。 経理課において検討したところ、 ① 区では、障害者の自立・就労機会の拡大を図るため、北庁舎における清掃業務を障害者の就労と清掃技能等を習得するための訓練の場として提供してきた。 ② 上記法人は、これまでも清掃業務等を受託して障害者の就労の場を確保し支援を行い、東京しごと財団心身障害者職能開発センターの委託を受けて職能訓練を実施してきたほか、本件について平成18年度から受託しており、その履行状況は良好である。 以上のことから、上記法人を契約相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの） ○本件契約は、長期継続契約とする契約を定める条例（平成17年条例第56号）及び同条例施行規則の規定に該当するため、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの長期継続契約を締結する。